子どもの権利ニュース
第28号
編集責任：日弁連子どもの権利委員会　2023年6月1日

こども家庭庁創設とこども基本法施行

子どもの権利委員会幹事　柳　優香（福岡県弁護士会）

2023年4月1日より、こどもの最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」を実現することを目指し、こども施策を総合的に実施するこども家庭庁（以下「こ家庁」といいます。）が創設され、同時にこども施策の基本理念等を定めたこども基本法（以下「基本法」といいます。）が施行されました。

1　こども家庭庁

こ家庁は、厚生労働省こども家庭局が所掌していた事務（ただし婦人保護事業を除く）及び障害保健福祉部が所掌していた障害児支援に関する事務、内閣府が所掌していた子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策並びに子ども・子育て本部が所掌していた事務、文部科学省総合教育政策局が所掌していた災害共済給付に関する事務の他、性的被害の防止等の新たな事務も行います。また、各府省庁のこども政策の司令塔としての総合調整権限を行使し、一体的なこども施策を行っていくことになっています。また、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、切れ目のない支援を目指しています。

こ家庁には、外部有識者等からなるこども家庭審議会が設置され、こども施策の重要事項について、調査審議等をすることになっています。公表された委員名簿には、大学生や子どもに関する団体の代表等が含まれており、子ども・若者当事者の声を施策に反映することが期待されます。今年の秋頃に公表される予定の「こども大綱」の取りまとめも、同審議会で行われる予定です。子どもの権利保障にとって必要なあらゆる施策が大綱に盛り込まれるように、当連合会としても活動をしていきたいと考えております。

2　こども基本法

基本法第1条には、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」こども施策を総合的に推進することが目的として明記され、こども施策の基本理念として条約の4つの一般原則（差別の禁止、生命・生存・発達の権利、意見表明権、最善の利益の考慮）が掲げられました（基本法第3条）。我が国が児童の権利条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）を批准して約29年になりますが、児童虐待、いじめ等子どもを取り巻く現状は深刻であり、子どもの権利が十分に保障されているとは言えません。基本法第15条には、国が基本法及び子どもの権利条約の趣旨や内容を国民に周知する義務が規定されています。国民の間に、子どもは人格的に独立した権利の主体であるという考えが浸透していくことが期待されます。

また、こども施策の策定、実施、評価に当たって、こども等の意見を反映させることが規定されました（基本法第11条）。今後は、子どもが自らの権利侵害に気が付くことが困難であること、声を上げることが難しい環境に置かれた子どもたちもいること等も念頭に置いて、あらゆる子どもたちの意見が反映される、制度的・手続的配慮が求められます。

3　今後の課題

こども基本法の施行、こども家庭庁の創設は、我が国の子どもの権利保障が促進される大きな契機となることが期待されます。残された課題として、子どもの権利を独立した立場で監視、救済する機関（子どもコミッショナー）の設置があります。当連合会では、2021年9月に公表した「子どもの権利基本法を求める提言」等でもこの点について言及してきましたが、引き続き子どもの権利保障を実効的に行うためにも、子どもコミッショナーの設置を求める活動をしていく所存です。

こども家庭庁開設に向けた文科省の動き

子どもの権利委員会幹事　村山　裕（東京弁護士会）

いじめ防止対策推進法（以下「推進法」といいます）の「いじめ防止等に関する相談の体制その他の地域における体制の整備に関すること」がこども家庭庁（以下「こ家庁」といいます。）の所管となりました（こ家庁設置法4条17号）。こ家庁開設の準備過程で、いじめ防止対策に関する関係府省連絡会議が、文科省が対応すべき「いじめ防止対策の強化」事項を検討したところに基づき、文科省から学校設置者などに向けて発出された「通知」と「事務連絡」を紹介します。

(1)　「通知」は、推進法や国の基本方針の徹底を求める「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」（文部科学省初等中等教育局長／令和5年2月7日付け）です。標題から「『警察との連携』の徹底で警察に委ねれば良い」と受け取れるような反応も見られますが、「警察との連携等」と以下の4項目の「徹底」を求めるものです。

まず「1. 犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底」で、推進法23条6項の相談・通報・援助要請について、これを行うべきいじめの例を示し、その徹底を求めてます。例には「死ね」など子どもが使いがちな表現が、自殺関与となるのかなど説明を要する面もうかがえ、学校警察連絡協議会やスクールサポーターの活用を無条件に促す点も要注意と言えます。しかし、いじめによる被害は重大化していく危険があることに鑑み、学校・警察双方に日常的な連絡窓口を設け、警察の知見も活用しつつ教育的観点での対応を警察との連携の下で行うことを促している点には留意すべきでしょう。

「2. 被害児童生徒への支援及び加害児童生徒に対する指導・支援の充実」では、推進法23条3項や国の基本方針が「いじめの被害者に支援・加害者には指導」と二項対立図式を示すのを、加害者の子のいじめを行う背景に着目し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したアセスメントによる指導のみならず支援を促した点は評価できそうです。

「3. 保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進」では、特に「いじめの定義」、「重大事態調査の目的及び範囲など」への理解の普及啓発の促進などを求め、いじめ当事者の保護者に早期のいじめ事実の説明などの対応を促します。これらの不足で信頼関係を損なう例がうかがえる状況からは丁寧な説明が求められます。

「4. いじめの重大事態における総合教育会議の活用及び首長部局からの支援」では、いじめ重大事態が法定の協議事項と目される総合教育会議の活用を促します。第三者調査委員確保のための財源確保を含めた首長部局からの支援の帰趨を注視しましょう。

(2)　「事務連絡」は、「いじめ重大事態に関する国への報告について（依頼）」（文部科学省初等中等教育局児童生徒課／令和5年3月10日付け事務連絡）です。学校の設置者などに、文科省への重大事態の発生・調査開始の報告と調査報告書の提出を求め、これをこ家庁と共有・分析し、重大事態調査の運用改善等を検討するとしています。併せて、文科省に「いじめ・自殺対策専門官」を増員配置して重大事態の運用について、こ家庁に重大事態調査委員確保のための「いじめ調査アドバイザー」を置いて委員の第三者性確保について、それぞれ助言体制を強化・整備するとして、重大事態対応関連の相談を促しています。これらにより、推進法の求める重大事態調査に向けた運用改善が広がるよう推移を見守りたいと思います。